

## フランス高等教育における学位・免状制度

The structure of Degrees and Diplomas in French Higher Education  
LE SYSTEME DES DIPLOMES  
DANS L'ENSEIGNEMENT SUPERIEUR FRANÇAIS

ティエリ・マラン／訳：夏目 達也

Thierry MALAN／Translated by NATSUME Tatsuya

I. 教育・免状制度	30
1.1. フランスの高等教育は3種類の機関によって行われる	30
1.2. 高等教育機関への入学	30
1.3. 「グランゼコール」とエコール（学校）	30
1.4. グランゼコール準備学級	31
1.5. 技師学校	31
1.6. 商業・経営学校	32
1.7. 中級技術者養成課程	32
1.8. 大学	33
1.9. 技術短期大学部	34
1.10. 大学教育の職業志向化	35
1.11. 国免状（Les Diplômes d'Etat）	35
1.12. 専門マステール	36
1.13. 継続教育と社会経験認定制度	36
II. ボローニャ・プロセスのインパクト	37
2.1. 主たる特徴	37
2.1.1. 3段階の免状システム	37
2.1.2. CTS システム	38
2.1.3. 免状付録	38
2.2. ボローニャ・プロセスに対するフランスのアプローチ	38
2.3. 学士学位に導く大学教育（2002年4月23日付け省令）	39
2.3.1. 学士学位（リサンス）、第1期課程の修了証	39
2.3.2. 職業学士学位	39
2.4. 修士学位	39
2.5. 博士課程（2002年4月25日付け省令）	40
2.6. 共同免状	40
2.6.1. 共同認証による免状	40
2.6.2. 国際パートナーシップによる免状	40
2.6.3. ダブルディグリーまたはジョイント・ディグリーの分野における制度的イノベーションの例 ：仏独大学	40
III. 免状の評価と授与権認証	41
3.1. 契約政策の一要素としての免状の授与権認証	41
3.2. 継続調査委員会	41
3.3. 全国職業資格総覧	41
3.4. 研究・高等教育評価機構	41
結論	42
ABSTRACT	43

## フランス高等教育における学位・免状制度 The structure of Degrees and Diplomas in French Higher Education

ティエリ・マラン\*, 訳: 夏目 達也\*\*

### 要 旨

本論文では、以下のテーマを取り扱う。

- 1) ボローニャ・プロセス以前のフランス高等教育における免状の状況（ボローニャ・プロセスは、欧州高等教育・研究圏の創設の一環として1999年より開始されている。）。
- 2) この免状制度に加えられた調整と変更。その結果として多様な種類の高等教育機関が相互に接近している状況。
- 3) フランス高等教育が欧州高等教育・研究圏に参加したことに伴う評価・授与権認証・適格認定に関する措置の変遷。

フランスでは、高等教育の全体または一部を呼ぶ際に、「高等教育」、「第三段階教育」、「中等後教育」、「大学教育」など複数の表現が使われている。現在のフランスにおける法律による定義は、「高等教育に関する公役務は複数の省庁が管轄する中等教育後の教育全体を含む」（教育法典第 L.123-1 条）というものである。

国は、(grade) および大学称号 (titres universitaires) の付与に関する独占権を有する。大部分の免状 (diplôme) は、国が授与権を認証した「国家免状」(diplômes nationaux) である。国家免状はどの機関が授与したかに関係なく、すべての取得者に対して同一の権利を付与する<sup>1</sup>。国家免状は国の名において高等教育機関が授与する。国家免状に署名するのは、大学学長（または該当する高等教育機関の長）、および大学区総長（地域圏（大学区）における国民教育担当大臣の代理）である。教育機関は、(国家免状以外にも)「大学免状」(diplômes d'université) または当該機関独自の免状を自由に創設し、授与することができる。

注) 本論文は、大学評価・学位授与機構において行なった講演をもとに、2011年時点のフランス高等教育における学位・免状制度を論じたものである。新たに発効したフランス高等教育法（2013年7月9日）により生じた、いくつかの変化は扱っていないことに留意されたい。

### キーワード

学位・免状制度, LMD 制度, 学位, 国家免状, グランゼコール, 社会経験認定制度, フランス高等教育

---

\* フランス国民教育研究行政名誉総監督官

\*\* 名古屋大学 高等教育研究センター 教授

<sup>1</sup> 国家免状は、授与権認証の手続きの一環として、高等教育担当大臣の名において、大学により交付される。国家免状はどこでも全く「同一」の統一免状ではなく、最低の資格を保証するという意味において、どこにおいても「価値同等」の免状である。

大学は独自の発意により「大学免状」や「学校免状」を創設することができる。これらは学長により交付される。

国家免状は自動的に全国職業資格総覧に登録される。大学免状は国家免状ではないため、大学が全国職業資格総覧への登録を申請し、これが承認された場合（省令で官報に掲載される）にのみ正式に認められる。

## 1. 教育・免状制度

### 1.1. フランスの高等教育は3種類の機関によって行われる

フランスには、中等後教育（または「バカロレア後」教育）を行う機関として、それぞれ法的地位とレベルの異なる3種類の機関が存在する。

1) 「グランゼコール」と呼ばれる学校群。これには主として技師学校および経営学校が含まれる。そのほか、国民教育省および他省庁の管轄する職業分野以外を扱う学校も存在する。すなわち、国民教育省の管轄する各学校段階の教員養成、他の省庁の管轄する国家公務員、地方公務員、病院公務員、司法官、軍人、大学で養成される医師および薬剤師を除く医療従事者、社会福祉従事者、建築士、芸術職などである。

これらの学校の大部分はバカロレア合格から2年間の準備期間を経て、選抜試験を受けて入学するが、一部には、バカロレア合格後直ちに入学できる学校もある。

2) リセ＝高校。主として中等教育を目的としながらも、中等後教育の課程も含む教育機関。中等後教育の課程には2種類があり、両者間に大きな差がある。

- グランゼコール準備級 (CPGE)：普通リセ (普通高校) 付設のクラスにおいて、バカロレア取得後2年間、グランゼコールの入学者選抜試験の準備を行う。
- 中級技術者養成課程 (STS)：バカロレア後2年間で技術リセ付設のクラスにおいて、中級技術者〔「上級テクニシャン」(訳者)〕資格の取得のための準備教育を行う。

3) 大学：第3のタイプであり、学生数が最も多い。大学には技術短期大学部 (IUT) も含まれる。技術短期大学部は、2年間で中級技術者〔本稿でいう「中級技術者」とは「上級テクニシャン」をさす(訳者)〕の資格の取得のための準備教育を行う。

### 1.2. 高等教育機関への入学

バカロレアは高等教育への全面的なアクセスを与える中等教育修了認定免状であるとともに、大学の第一学位でもある。2010年のバカロレア合格者のうち、53%が普通バカロレア、25%が技術バ

カロレア、22%が職業バカロレアを取得している。この国家免状を取得すると、高等教育に入学するための十全の権利が保障される。しかしながら「選抜コース」〔上記のグランゼコール準備級、中級技術者養成課程、技術短期大学部(訳者)〕には、バカロレアの取得に加えて、入学希望者に対し追加の条件を要求することが許されている。バカロレア取得者の3分の1強が高等教育の1年目からこのような選抜コースに入学している。

また、医学、歯学および薬学については、第1期課程第2学年に進級できる学生数が毎年設定されている。その設定は、「国民の需要、地理的不均衡是正の必要性、教育・医療担当省庁が管轄する機関の教育能力を考慮」した措置である。

今日大学は、入学を希望するすべてのバカロレア取得者を受け入れなければならないという、非常に重要な受け入れ任務を担っている。バカロレア取得者は、特別許可のある場合を除き、追加の選抜プロセスを課されることなく入学できる。この点は、グランゼコール準備級、中級技術者養成課程、及び大学付設の技術短期大学部と異なる。

大学は、〔タイプの異なる以下の2種類の(訳者)〕学生を入学させるために、時として困難な状況を余儀なくされている。

- 伝統的職業を目指す非常に優秀な学生、大学でしかできない専門を学ぼうとする学生、研究を目指す学生。
- 短期高等教育課程への選抜コースに入学できなかった学生、進路を決定していない学生

### 1.3. 「グランゼコール」とエコール (学校)

このグループを「グランゼコール」と呼ぶことは一般的であるが、しかしながら「エコール (学校)」に対して「グランゼコール」が何を意味するかということに関して公的な法的定義は存在しない。

歴史的に見ると、フランスの大学は医療 (医学、薬学)、法学、および教員養成コースという限定された分野での職業教育を中心に発展してきた。経済活動の発展により、技術教育やあらゆる産業・商業活動のための人材養成という新たな教育需要が生まれた。このような職業のための教育は、多くの場合、大学内部での新学部設立という形ではなく、大学とは別個の専門学校設置という形によ

り行われるようになった。

これらの学校にはフランス革命時やナポレオン時代に創設された古いものもあれば、多くの技師学校や商業学校のように近年創立されたものもある。

このような学校は一般にグランゼコールと呼ばれ、入学の際の選抜と高い水準の教育を行っている。しかしながら、グループ内では区別が行われている<sup>2</sup>。入学者選別を行ってはいないものの、学校間には難易度や評価に差があるためである。

つまり、「エコール」という同一カテゴリーの中に、極めて高い評判を博し入学の非常に難しい約20校と、それ以外の400校を超える学校がある。後者には入学に際してバカロレアに加え他の条件を要求し選抜を実施してはいるが、難易度にかかなりの差がある。競争率が12倍から15倍に至るところもあれば、受験者全員が入学できるところもある。

「エコール」に共通しているのは、単にバカロレアを取得しているだけでは入学できず、選抜試験を受けなくてはならないという点である。得られた順位によって、有名校に入学できることもあれば、逆に知名度の低い学校にしか入学できない場合もある<sup>3</sup>。

このグループのもうひとつの特徴は、学生数が限定されていることである。フランス全土の高等教育機関に在籍する学生総数231万9000人（2010～2011年）のうち、「グランゼコール」のグループに在籍するのは23万人程度であり、これは学生総数の約11%にすぎない。

#### 1.4. グランゼコール準備級

上記の「エコール」への入学準備は通常、リセ（高校）に設けられた中等後教育学級であるグランゼコール準備級（CGPE）において、2年間かけて行われる。入学試験に受からなかった学生や、またはより多くのエコールを選択できるよう成績順位をあげたい学生は、3年目も在籍することがで

きる。

この準備級は、入学試験の準備のみを行っており、免状を取得することはできない。しかしながら、多くの学生は、安全確保のために同時に大学にも学生登録して、大学免状を取得することができるようにしている<sup>4</sup>。

グランゼコール準備級に在籍する学生数は8万人である（2010～2011年）。

#### 1.5. 技師学校

グランゼコールのうち最も大きな比率を占めるのは技師学校である。全部で234校（生徒数12万3000人）あり、内訳は以下のとおりである。

- 71校、すなわち約3分の1は大学内部の科目群、または大学付属の科目群である。これらの学校は特別な法的地位を有しており、大学内で一定の自律性を行使できる。
- 47校は高等教育省の管轄下の公立学校であるが、大学からは独立している。
- 46校は他の省庁が管轄する公立学校である。農業省、文化省、国防省、産業省、通信省が、みずからの需要と募集分野に応じて養成学校を管轄している。
- 70校は私立学校であり、さまざまな専攻領域にわたっている。

原則として入学はグランゼコール準備級にて準備した後、選抜試験を受けて行われる。ただし現在では他の入学方法も採用されており、上記のルートで入学する学生は半数に過ぎない。これは、他の優秀な学生も入学できるようにするという方針によるものである。知名度の比較的低い学校の中には、選抜試験による入学だけでは不十分であるために、他の入学方法により入学する学生がかなり多くなっている学校もある。

技師学校については、技師資格委員会が設置されている。この委員会は教員および実務家により構成され、技師免状取得のための教育課程と学校

<sup>2</sup> 「特別高等教育機関」という法的範疇に分類される約20の機関も存在する。これは多様な分野において歴史的な重要性と確立された学術的名声を備えた特別な地位の機関を指す。例としては次のような機関がある。

- 国立自然史博物館：生物学、植物学、動物学のあらゆる側面に関する研究・高等教育機関
- 天文台
- コレージュ・ド・フランス

<sup>3</sup> 単一のエコールへの入学試験が催される場合もあれば、複数のエコールが集まって試験を行い、受験者が順位により複数の選択肢から選べる場合もある。

<sup>4</sup> この場合は準備級での学習の負担が重いため、講義への出席を免除される。

そのものの質を認証する。各学校には異なる専攻分野ごとに様々なコースが設けられている。技師免状は教育修了を認定する免状であると同時に、産業界により認められた実務免状でもある。

2011年度には、3万400件の技師免状が交付された。

### 1.6. 商業・経営学校

グランゼコールの2つめの大類別である商業・経営学校には、私立学校と、商工会議所（各業種を代表する機関）の設立する公立学校がある。

209校（学生数11万2400人）は3つのグループに分類される。

- 第Iグループ（90校，学生8万8000人）：国により認証され，国民教育省の証印付の免状を授与する。
- 第IIグループ（35校）：国により認証されているが，国民教育省の証印付の免状は授与しない。
- 第IIIグループ（84校）：国による認証を得ておらず，証印付の免状を授与しない。

一部の学校は国により認証されているが，そのことは，以下の点を国が確認したということの意味するに過ぎない。すなわち，この認証は単に以下の設立の条件が合法的であり，学校が十分に均衡の取れた財政を持って運営されていること，従って学校は助成金を受けることができ，学生が社会保障制度を受益する資格があること，である。

商業・経営学校の免状は大学免状ではない。国は「証印」，すなわち免状の質の認証を与えたり，逆にこれを拒否することができる。この証印に関する決定は，入学条件，教育課程の評価，試験の実施条件，および教員の所有資格の評価に基づいて行う。証印を得ることにより，学位同等として国民教育省が認定したり，この免状を国家免状制度に組み入れることを可能とする（修士学位の取得の基礎条件となる）。

2009年には，商業・経営学校から交付された免状は2万8,100件で，うち半分以上が国民教育省の証印を受けた免状である。

評価が低いために免状が国民教育省により認められていない残りの学校も，教育の自由の原理に則り教育を行うことができる。また証印のための審査を申請することができる。

商業学校については経営学教育免状評価委員会（CEDFG）が設置されており，授与権認証と教育証印の提案を目的とした評価，それに定期的評価を行っている。

この技師資格委員会および経営学教育免状評価委員会は免状の授与権認証を提案する。国は，この手続きを確認した後，公式に免状の授与権認証を決定し，国民教育省公報にそのリストを掲載する。

### 1.7. 中級技術者養成課程

リセには，通常中等教育課程（3年制）のほか，中等教育後教育課程として，前述のグランゼコール準備級（CPGE）と，中級技術者養成課程（STS）がある。後者は，2年間で中級技術者免状（BTS）の取得準備を行う。主として技術バカロレア取得者のうち優秀な学生を対象とする（入学者の45%）。しかしながら入学が選抜によるものであることから普通バカロレアの取得者も入学しており，入学者全体の22%を占めている。

この中級技術者免状は職業諮問委員会（CPC）という専門ごとに結成される全国委員会により構想され，変更を加えられる。この職業諮問委員会は国民教育省に本部が置かれ，技術教育教員の代表と各職業の代表により構成される<sup>5</sup>。

この適格認定プロセスは全国共通カリキュラムを対象とするもので，全国で同じ専攻分野に属する全機関に適用される非常に特殊なものである。この機関を設置するかどうかの決定は国民教育省により行われる。

中級技術者免状は就職を目的としており，87の専攻分野がある（サービス分野33，製造分野54）。職業諮問委員会は職業及び雇用の動向を考慮しつつ，新しい専攻分野の創設，合併または分化の妥当性を検討する。専攻分野の種類は削減され，再編される傾向にある。

24万2200人（うち3分の1は私立学校在籍）が在籍しており，学生数の点では高等教育第2位のグループである。

この機関で私立学校在籍者が多いのは，高等教育に比べ中等教育の方が私学が発展しているためである。国との契約により認定された私立学級は，国民教育省より助成金を受けることができる。

## 1.8. 大学

大学は学生数が最も多い高等教育機関であり、2012-2013年度には、78大学に141万1000人（うち11万5000人は技術短期大学部（IUT）、1.9参照）が在籍している。

大学は設立当初より、医療関係（医師、薬剤師、後には歯科医）、法律（弁護士、司法官）、それに教員という伝統的学問分野における職業教育を施してきた。

しかしながら新たな活動分野に必要な職業教育（工学、テクノロジー、管理、商業、応用芸術、医療・福祉）は、歴史的に見て大学以外の専門学校（技師学校、商業学校、医療補助職・社会福祉学校）で発展してきた。

ボローニャ・プロセスの開始以前は、国家免状は次のような体系となっていた。

- 大学一般教育免状（DEUG）：修業年限2年。  
主要専攻領域は法律、経済・経営、科学・技

術、文学・人文社会科学、芸術など。

- 学士学位：修業年限3年（通算）。
- 修士学位：修業年限4年（通算）。
- 博士学位
- 研究指導資格

大学は前提となる学力レベルと就職面の希望の両面でかなり多彩な学生層に対応していかなければならなかった。これにより最初の1～2年で多くの学生が落第するという状況に直面した。

この状況への対応は、新しい国家免状を目標とする新しい教育を学生に提供することにより行われた。この教育は通常、入学に際し一定の選抜を行い、少数の学生を対象とするものである。

このようにして大学内で、経済界および学生の期待により適切に応えることを目的として、職業界との関係を適切に重視した新規の職業免状が次々と生まれた。

<sup>5</sup> 2007年5月15日の第2007-924号政令により、主たる経済活動分野に対応する14の職業諮問委員会が設立された。

- ・ 冶金
- ・ 建設、土木、資材
- ・ 化学、バイオ産業、環境
- ・ 食品
- ・ アパレル業界および関連業界
- ・ 木材および派生物
- ・ 輸送、物流、セキュリティ、その他のサービス
- ・ グラフィック通信および視聴覚通信
- ・ 応用美術
- ・ 商業、流通
- ・ 管理・金融サービス
- ・ 観光、ホテル業、外食業
- ・ 理髪、美容および関連サービス
- ・ 医療、福祉

各職業諮問委員会は4つのグループにより構成される。

- ・ 雇用主グループ：当該委員会の専門に最も直接的に関係する職業団体の10人の代表。委員数は大臣の決定により職業団体に割り当てられ、次いで当該団体により代表が提案される。
- ・ 従業員グループ：代表的な従業員の5つの全国組合と当該部門の代表的組合に10の席が割り当てられる。
- ・ 公的機関グループ：当該活動部門を管轄する省庁の代表で構成される。
- ・ 有識者グループ：全国レベルで代表的な教員組合、保護者団体、商工会議所、手工業会議所それぞれの代表により構成される。

職業諮問委員会に代表を送っていない団体の代表も、議事日程によっては会合に出席を要請されることがある。合計で800人強（使用者、被使用者、公的機関、有識者の代表）が職業諮問委員会およびその分科委員会の委員となっている。中等教育および高等教育における職業専門教育の免状は、この委員会の意見なくしては創設、変更されることはない（職業活動・認証の基準、試験規則—これにはフルタイムおよび見習い訓練制度による初期教育、もしくは継続教育、または社会経験認定制度のいずれの経緯で準備するに関わらず、すべての試験が含まれる）。

職業諮問委員会は次の任務をあわせて負っている。

- ・ 職業および活動部門の変化を考慮に入れ、職業専門免状の需要について調査・検討する。
- ・ 既存の資格全体の中での職業専門免状の一貫性に留意する。

委員は4年に一度更新される。

### 1.9. 技術短期大学部

技術短期大学部は大学における短期職業教育のうちで最も古いもので、大学内にて2年間で中級技術者の資格の取得準備教育（中級技術者養成課程と同じレベルの教育）を目的に、1966年以降の政府の非常に積極的な政策により創立された。2012年現在106校の技術短期大学部が存在する（学生数は11万5000人で、さらに（上級の）職業学士学位を取得するために学業を延長する学生が約3万人いる）。

設立当時の支配的な考え方は、中級技術者養成コース（バカロレア取得後2年のレベルの資格を提供する）であると同時に、十分な一般教育の基礎と十分に幅広い専攻分野を身につけることによって、その後新たな資格取得に進んでいくことができるような課程を多数設立するというものであった。

一部の関係者は当時、以前から存在するリセ併設の中級技術者養成課程が、技術短期大学部制度によって段階的に完全に取って代わられるときさえ考えていた。これは、両機関が修業年限2年間で

同じ資格レベルの人材養成を目的としているためである。現実起こったことは、2つの制度の共存である。産業界のニーズが多様であるためである。高度に専門化し即戦力になるようなプロフィールを希望する業界もあれば、将来の変動に対応できるよりゼネラリスト的なプロフィールを希望する業界もある。

入学に当たって、学生は一定の条件を満たさなければならない（入学審査委員会による受験者の書類審査、面接、テスト）。建造物の建設・設備計画、学習カリキュラムのほかに、教員構成の基準も定められている。教員構成は高等教育教員（「教員＝研究者」(enseignants-chercheurs)）、中等教育教員、企業派遣の実務家が、それぞれ3分の1を占める。教員構成は実際には学校の可能性や募集方針によって大きく変動してきた。

技術短期大学部修了免状（DUT）は25の専攻分野に分かれている（工業系が15、サービス系が10、オプションも存在する）<sup>6</sup>。

リセに設けられる中級技術者養成課程と同じように、教育の枠組みは中央省庁によりかなり細か

<sup>6</sup> 技術短期大学部の25の専攻分野

#### 産業部門 (15)

生物工学  
 化学  
 化学工学、プロセス工学  
 土木工学  
 電気工学および産業情報処理  
 機械工学およびファクトリーオートメーション  
 熱工学およびエネルギー  
 情報処理  
 産業工学およびメンテナンス  
 物理測定  
 素材科学・素材工学  
 通信ネットワーク  
 衛生・安全・環境  
 梱包・包装工学  
 産業品質・物流および組織（「生産組織・工学」及び「度量衡・検査・品質」の融合）

#### サービス部門

法律関係職  
 福祉関係職  
 事務・営業管理  
 企業・行政経営  
 産業流通工学  
 ロジスティックス管理・輸送  
 情報・通信  
 統計・データ情報処理  
 商品化技術

新しい専攻分野：2009年新学期から、「家庭内モニタリングおよびメンテナンス支援」が提供された。

く決められており、全国教育委員会 (commissions pédagogiques nationales (CPN)) が25の専攻ごとに学習の内容と方法を定めるとともに、その変更を行っている。これはすべての技術短期大学部に適用されている（講義、指導付学習、演習などの異なる教育方法について規則で定められている時間配分の変更が10%まで、全国カリキュラムの地域ごとの変更が20%まで認められている）。

技術短期大学部の全国教育委員会は主な関係グループの代表により構成されている<sup>7</sup>。大学の一機関であるという考えからこの委員会は高等教育担当省により召喚されるが、中級技術者免状 (BTS) の職業諮問委員会については、中級技術者養成課程がリセに付設されているため国民教育省が召喚する。

### 1. 10. 大学教育の職業志向化

技術短期大学部の設立以降、大学内に他の免状が段階的に創設された。これは、他種の教育機関では満たされない企業ニーズに応え、就職につながる専門教育を施すことを目的としている。

1970年からボローニャ・プロセス施行直前の1999年に至るまで、職業志向型の免状が10種ほど大学内に作られた（大学一般教育免状、リサンス、メトリーズ、第3期課程の各レベル）。

- これらの免状は学士／修士／博士の3段階（「LMD」構造と言われる）免状制度に組み入れられるものである。

1970年から1975年には次の免状が創設された。

- 1970年、経営応用情報処理修士
- 1971年、科学技術修士
- 1971年、経営科学修士
- 1973年、経済社会管理の大学一般教育免状、学士（リサンス）、メトリーズ
- 1973年、応用外国語の大学一般教育免状、学士（リサンス）、メトリーズ

- 1974年、高等専門教育免状  
1984年から1999年
- 1984年、科学技術大学教育免状
- 1985年、マジステール
- 1989年、大学におけるエンジニア養成
- 1991年、大学職業教育センターの大学一般教育免状、学士（リサンス）、メトリーズ
- 1999年、3年間の職業学士学位（1999年11月17日付省令）

### 1. 11. 国免状 (Les Diplômes d'Etat)

この呼称は高等教育担当省以外の省庁の管轄下におかれる免状を指す。特に下記が対象である。

- 医療補助職
- 社会福祉職
- 文化・芸術職
- 建築

これは国民教育省や高等教育・研究省が交付する「国家免状」(diplômes nationaux) とは別のものであるが、一般には国家免状も国免状も同意で使われている。共通しているのは選抜試験を受けたり規制職種に従事したりする際に、その効力が全国で公的に認められているという点である。国免状は、各省庁の管轄下に置かれる職種の規制のために該当省庁が交付するものであり、次のような例がある。

- 厚生省による医療補助職（看護師、リハビリ専門家、精神運動訓練者など）の免状
- 社会問題省による福祉職の免状
- 文化省による芸術学校、建築学校などの資格学校は私立が多いが（特に看護師養成の場合）、各省の定めるカリキュラムに従って教育を行っている。

国免状の責任者は今日、ボローニャ制度に大きな関心を示しており、上記の免状を段階的に LMD 制度に対応させ組み入れていくことを希望してい

<sup>7</sup> 各国家教育委員会 (CNP) は次の委員により構成される。

- 5人の研究担当教員または教員。うち少なくとも3人はその専門分野で学部長の役職を務めているか、過去に務めたことがなければならない。
- 代表的組織により提案された、その専門に関心を持つ雇用主の代表5人。
- 代表的組織により提案された、その専門に係る職業の従業員の代表5人。
- 学生団体により提案された、専門の技術短期大学部の学生、またはこの専門の免状を過去3年間に取得した者の代表者5人。
- 有識者5人。

国家教育委員会の委員は4年の期間（学生は2年）につき任命され、二期まで務めることができる。

る。

### 1.12. 専門マステール

「グランゼコール専門マステール」(Mastrès spécialisés des Grandes Ecoles)はグランゼコール協議会により作られた一種の免状であるが、きわめて特殊なものである。

この「マステール」(ポローニャのLMD制度の「修士」とはスペルが異なる)は技師免状や商業学校免状の後の専門化教育修了を認定する私的性格の免状である。この名称はやや混乱を招くきらいがある。技師養成のグランゼコールや商業系のグランゼコールの一部は、マステールコースを設置する資格を付与されている。対象者はバカロレア+5年レベル(すなわち修士同等と認められた免状を既得)の希望者、またはメトリーズ(バカロレア+4年)の保有者で最低3年間の職業経験を証明できる希望者である。

この免状は2セメスターで取得可能であり、各職業との密接な連携の下に準備され、専門的なセクターや役職において専門の深化やダブル専攻を可能にするものである。

2008~09年度には、グランゼコール協議会加盟校90校が418の専門マステールコースを提供している。

### 1.13. 継続教育と社会経験認定制度

国家免状全体の約10%は、継続教育を通じて交付されている(社会経験認定制度(VAE)によって交付された免状を含む)。継続教育は、数年の職業経験を有する者を対象に特別な修学形態で行われており、特別な財政制度で運営されている。

生涯教育の概念が欧州で発展していくのに伴い、生まれた。社会経験認定制度は職業経験、個人的経験を大学が免状や免状の一部分の形で認定するものである。

現在まで2つの重要なステップが刻まれており、それぞれのステップがひとつの制度となっている。

1) 職業経験・個人的経験取得認定(1985年8月23日付け政令第85-906号)は、免状を取得するための前提条件を満たさない希望者に対し、中等後教育課程に入学を許し、免状の準備をすることを特別措置により可能にすることである。

認定の対象となるのは以下である。

- 公的教育機関または民間の教育機関において希望者が受けた教育。方法、期間、認証の方法を問わない。
  - 賃金労働、非賃金労働、または研修を通じて獲得した職業経験
  - 教育制度以外の場で獲得した知識および能力
- 2) 社会経験取得認定(2002年4月24日付け政令2002-590号)

社会経験取得認定は称号や免状、またはこれらの一部の取得を目的とするものである。「認定に当たっては、免状または称号の内容と直接的関係を持つ賃金労働、非賃金労働、または無償労働により取得した職業能力の全体が考慮される」

認定にあたり必要とされる唯一の条件は、該当免状の内容と関係のある活動に最低3年間従事したということである。

これは重要な改革であるが、その実施はまだ困難かつ遅々としたものである。教員、雇用主、希望者などすべての当事者の合意を得なければならず、このため現在まで認定を受けた学生数は1万5000人に過ぎない。2009年には4050件の書類が審査され、2150の免状が交付された。

これは大学免状の交付の新たな方法である。これにより現在の大学免状の取得方法は4種類となっている。

- 通常の初期教育。バカロレアまたは各種免状の取得に続いて行われる。
  - 継続教育。複数年の職業経験を有する者を対象とし、特別に調整された修学形態で行われる。
  - 見習訓練制度。これは大学と企業との間で交わされる協定による交互訓練制度であり、利用件数が増えている。
  - 多様な形態で獲得した知識および能力の認定
- 職業経験認定制度(VAP.1985年)は教育委員会が審査の上、免状の準備課程への入学要件の免除を教育機関の長に提案する。

社会経験認定制度(2002年)は年齢、学歴、法的資格を問わずすべての人を対象としており、全国職業資格総覧(RNCP)に登録される免状、称号または職業資格証明書を得るために、職業経験による習得成果を認定する制度である。唯一の条件は、該当免状の内容と関係のある3年間の職業経験(賃金労働、非賃金労働、ボランティア活動な

ど)を連続的または非連続的に有することである。

一部の資格については、社会経験認定制度によっては取得できないことを取得規則が定めている。例えば医師資格などは社会経験認定制度によって得ることはできない。

このほかに、特別の職業経験認定制度の手続きも存在する。これにより、学校の審査団と全国審査団による二重評価を経て、国の認定を受けた技師の称号を取得することができる。この手続きでは受験者は少なくとも35歳以上であること、技師の役職で最低5年間の職業経験をもつことが必要である。

各高等教育機関は自らが実施する教育の枠内で、自らの選択する方法により、経験による学習成果を認定する権限を持つ。従って希望者は、希望する免状や称号を交付する機関に対して申し込む。

社会経験認定制度は以下のステップを追って行われる。

- 職業関係のプロジェクトを詳細に作成する、自分に最も適した証書を選択する。認定申請は申し込む教育課程または免状を明記しなければならない。
- 申請の有効性、特に3年間の職業活動の条件を評価する。
- 受験者がプロジェクトを決定し、作成するための支援(通常、生涯教育の専門家が担当)を行うこと。
- 職業経験と習得した能力を詳細に記述した書類を作成する。
- 審査団に対してプレゼンテーションを行う。審査団は目的の免状の全体または一部を認定する。
- 認証交付当局の規定によっては、現実の職場あるいは特別に設定した場面で実演する。

審査団は受験者が希望する免状、称号または認証の取得に必要な能力および知識を所有しているかどうかを審査する。審査団は完全認定、部分認定または認定却下を決定することができるが、部分認定の場合には追加検査の対象となる知識および能力がどのような性格のものであるかを明示する。

審査団は認定の対象である職業の有能な代表者から構成されるが、男女の均衡も配慮される。

審査団の半数近くは、職業経験の単位への転換

について大学教員とは異なる見解を提示することができる外部職業活動の実践家により構成される。

## II. ボローニャ・プロセスのインパクト

免状制度は、ボローニャ・プロセスに規定される制度の適用により、1999年以降に大幅な変動を受けた。

ボローニャ・プロセスの目的は、「欧州高等教育・研究圏」を創設すること、そのことにより、欧州の高等教育の質を高めることである。そのために、グローバリゼーションと国際競争(外国の有名大学との競争)の展望において、免状をより理解しやすいものにするための共通基準枠組を設ける。「我々の制度の国際的な認知度と潜在的な魅力は、内外部におけるその理解のしやすさに直接左右される」。この欧州圏は学生のモビリティと被雇用能力を高めることも狙うものである。

### 2.1. 主たる特徴

このプロセスは、ソルボンヌ宣言(1998年5月25日)より、当初4ヶ国でスタートしたが、現在では47ヶ国が参加するまでになっている。これは欧州評議会のほぼ全加盟国に当たる。高等教育担当大臣を集めた会議が2年に一度開かれ、参加国に対する勧告を出し、以前に行われたコミットメントについて現状を確認し、そして新たな刺激を与えている(1999年ボローニャ、2001年プラハ、2003年ベルリン、2005年ベルゲン、2007年ロンドン、2009年ルーヴェン、2010年ブタペスト・ウィーン10周年記念会議)。

プロセスは以下の措置を含む。

- 3段階(学士・修士・博士)の免状システム(LMDシステム)
- 欧州単位互換制度(ECTS: European Credit Transfer System)
- セメスター制
- 免状の補遺である「免状付録」の交付
- 複数国の高等教育機関の間で共同免状を交付できるような、パートナーシップによる課程設立の促進

#### 2.1.1. 3段階の免状システム

LMDシステムは以前、フランスでは各免状に必要とされる修業年限から「3-5-8」と呼ばれ

ていた。「リサンス」はLMDシステムの最初のレベル(学士学位=バachelor)を指す。フランスで、「バachelor」ではなく、「リサンス」と呼ばれているのは次の理由による。

- 中等教育修了免状であるバカロレアの保有者が「バachelor」と呼ばれることによる混乱の可能性。
- LMDシステムの新「バachelor」と同じ修業年限の「リサンス」免状が以前より存在していたこと。

### 2.1.2. ECTS システム

ECTS システムは欧州のすべての免状間の共通の基準(「共通通貨」となることを目指す。これは累積・移転の可能なものであり、標準的なセメスターの単位数は30単位で、年間60単位、従って3年間(6セメスター)のバachelor/学士学位で180単位、5年(10セメスター)の修士学位で300単位(学士学位プラス2年、120単位)が必要である。

この制度は従来のように教師の前で過ごす教育時間のみでなく、学習の形態(個人学習、習得時間、研修、論文、プロジェクトなど)を問わずあらゆる学生の活動を対象とする。

このプロセスの一環としてボローニャ・プロセスの責任者による定期的な調査(チューニング調査)が行われる。これは同じ専攻領域の複数の免状を比較し、欧州国間の内容、メソッド、認定の違いを分析することにより、段階的に単位取得条件(教育単位の時間数、セメスターごとの単位数、要求される作業の内容)を統一していくことを目指すものである。これは当初、欧州連合の他の加盟国での1セメスターの留学を可能にするエラスムス・プログラムの一環として創設された制度であるが、ECTS システムはボローニャ・プロセスにより採択され、一般化された。

### 2.1.3. 免状付録

知の多様化は専門科目の知識だけでなく、より網羅的で多様な教育の提供と教育課程の再検討を余儀なくさせるものであり、またコンピテンスによるアプローチをも必要とするものである。このアプローチは現在の産業界のニーズやその将来の変動への対応という観点から、専門知識の取得に

よる免状取得者の被雇用能力の向上という要請にも応えるものである。

以下の項目の記載により、教育の内容に関する理解度の向上が追求される。

- 教育を通じて得た学習成果と進展、免状保有者が行うことのできる行為
- 学習、教育、経験による成果認定により能力を身につけることができた職業セクター、雇用の種類、役職、職種

この免状付録(le supplément au diplôme)は高等教育の免状に添付され、免状取得者が学習し、合格したレベル、背景、内容の標準的な記述を提示するものである(学習課程、評価システム、教育内容に基づく獲得能力)。

これは成績表ではなく、また学生の席次証明書でも履歴書でも自動的同等認定書類でもない。

この書類の役目は、免状の学術的・職業的な認知、入学・同等認定委員会の決定、および学生の就職に関する透明度を向上させることを通じて、国内外の移動を促進することでもある。

## 2.2. ボローニャ・プロセスに対するフランスのアプローチ

フランスは2002年にこの制度を取り入れることを決定し、現在ではすべての免状は学士学位(リサンス=バachelor)、修士学位、博士学位からなる3レベルにより規定されている。

この政策には、学生だけでなく一部の教員からも多くの反対意見が出された。特に一部の職種へのアクセス、例えば公務員試験の受験資格を付与する既存の国家免状との関係で強い懸念が示された。

このため旧制度の免状も維持し、所定の数のECTSを取得した学生に対して、引き続き交付できることが決定された。バカロレア取得2年後の大学一般教育免状(DEUG 学士学位の前に取得)、およびバカロレア4年後のメトリーズ学位(学士学位と修士学位の間)が維持された。例えば、修士課程に登録したが課程を修了できない学生や、修士課程の2年目への進級を許可されない学生は、修業年限4年相当のメトリーズを交付される。メトリーズは、現在でも多種類の公務員試験を受けるための条件となっている。LMD制度の学生で最初の2年間の学修を認定された学生は、中間

DEUG を取得する（2009年に8万1000人）。LMD 制度の修士1年目の学修を認定された登録された学生は、中間修士を取得する（2009年8万7900人）。

ボローニャ・プロセスの原理は、高等教育の改革政策と法文に取り入れられた<sup>8</sup>。学位は学士学位、修士学位、博士学位の3つからなる。LMD 制度の学士及び修士免状は、2006年以降すべての大学で交付されている。

学士学位と修士学位の名称は、備考部分に専攻分野の記述を含む。また、専門が記される場合もある。

学士学位または修士学位の免状には授与権認証省令により規定される専攻分野の詳細な呼称が記され、備考がある場合には続いて記され、授与権認証省令が明白に規定している場合には専攻分野が記される。

旧リサンス及び旧 DEA（高等教育免状）及び DESS（高等専門教育免状）は、2009年以降公布されていない。

リセにおける2年間の中等後教育（中級技術者養成課程（STS, 1.7参照）およびグランゼコール準備級（CPGE, 1.4参照））は、ECTS120単位分として認定され、学位制度に編入されることになった（2007年政令）。

## 2.3. 学士学位に導く大学教育（2002年4月23日付け省令）

教育は6セメスター（3年）で構成される。

教育は学問分野ごとに、初期教育および継続教育の履修類型で組織される。学問分野は複数の学問領域とその応用範囲、特に職業応用範囲をカバーする。外国で行った学習期間も認定される。

### 2.3.1. 学士学位（リサンス）、第1期課程の修了証

学士課程は6セメスター、すなわち180ECTSを含む。学士学位は、就職と進学の一重の資格を付与することを使命とする

2009年には、LMD 制度における学士学位が12万1600件交付された。

### 2.3.2. 職業学士学位

1999年に創設され、2000年新学期より施行された職業学士学位（licence professionnelle）は、今日フランスで、高等教育の新しい基礎学位である学士学位（リサンス）の形態のひとつとなっている。

職業学士学位は、ひとつの職業に完全に特化しているものもあれば、同じグループに属する職業全体を対象としたより幅広いものもある。

2010～2011年度には約1800種類の職業学士学位が授与されており、第1次、第2次および第3次産業セクターの46の全国レベルのカテゴリーに分類されている。登録している学生は主として技術短期大学部免状または中級技術者免状を取得し、さらに勉学を続けようとする学生である。職業学士学位の取得者は2004年度1万7000人から2011年4万5000人へと増加している。

LMD システムの制定により2年間の短期課程の学生で、進学を希望する人の数が増加した。これは3年間の学士学位を高等教育の基礎レベルと考える傾向が次第に強くなっていることを示している。それでもこの2年間の免状（技術短期大学部免状、中級技術者免状）は職業界および学生のニーズに応じるものであり、また労働市場への参入の可能性を増大することから、維持されている。

### 2.4. 修士学位

修士学位は、旧制度下での下記の同一レベル（修業年限5年）の免状の保有者に自動的に付与される。

- 高等教育免状
- 高等専門教育免状

この2つの旧免状は現在、新修士学位の2つのコースに相当する。

- 研究修士学位を目指す研究目的のコース。博士課程での研究につながる。
- 職業修士学位を目指す職業目的のコース。就職につながる。

2年間（マステール1（M1）及びマステール2（M2））でECTS120単位を取得することができる。

修士学位が研究あるいは職業という目的の記述をもって授与されている場合には、この目的は免状に記される。

<sup>8</sup> 2002年4月8日の第2002-482号政令：欧州高等教育圏の創設のフランスの高等教育制度への適用。高等教育・研究担当省

交付された研究修士学位は、2004年の2200件から2005年には1万6600件、2009年には2万7000件へと推移した。職業修士学位は2004年の2400件から2005年には3万9800件、2009年には6万2800件へと増加した。

当初制定されたこの区別は現在、統一された学位に向けて検討されており、区別のない修士学位が2009年には1万2900件交付されている。

技師免状（修業年限5年）の保有者は、自動的に修士の学位を受ける。

この技師免状の保有者に対する修士学位認定以外に、グランゼコールでは修士課程を創設する場合がある。これは大学との共同での授与権認証によることが多く、これにより教育の範囲を広げ、国際的な認知度を高めることができる。

## 2.5. 博士課程（2002年4月25日付け省令）

博士課程での教育は博士教育センター（*écoles doctorales*）にて行われる。博士教育センターの役割は、複数の高等教育機関と大学外の研究機関との間で、同センターの学術方針の枠内で教育プロジェクトを中心に研究チームを形成することにより、学際的な研究領域の一貫性を図ることにある。博士教育センターは次の事項を通じ、博士課程の学生に最も優れた環境を与えることを狙っている。

- 研究プロジェクト立案のための教育と博士論文の準備
- 博士学位取得者の就職に関する隣接した学問分野に関する専門教育（経済や法学に関する知識、研究成果の活用の問題、特許や職業プロジェクト管理に関する問題。これにより、博士課程の学生は、大学でのキャリアや研究者としてのキャリア以外の就職の展望に備えることができる）
- 国際的な交流、職業界での研修、就職のフォロー

このシステムは、社会における博士学位の推進政策の一環をなすものである。これまで産業界、行政機関、企業の管理職は大学の卒業生ではなく、主としてグランゼコール出身者で構成されていた。

博士の免状には学問領域分野、博士教育センターの名称、論文の題名または主な研究業績の名

称、それに博士論文審査委員会委員の氏名と肩書が記される。またフランスと外国の研究室間の協力枠組みで論文の国際共同指導を行った場合には、その旨が明記される。

2012-2013年には6万2000人の学生が博士課程のコースに登録し、2011年には1万1448件の博士学位が授与された。

## 2.6. 共同免状

### 2.6.1. 共同認証による免状

免状は高等教育担当省に属する複数の機関、または高等教育担当省と他の省庁に属する複数の機関により共同認証されることが可能である。この場合には共同で交付される（特に大学とエコール）。

### 2.6.2. 国際パートナーシップによる免状

ボローニャ協定は、すべての国が複数の大学間の共同免状につながる国際パートナーシップ制度を発展させていくことを促している（2005年5月11日付政令第2005-450号）。

共同免状は当該大学間の協定により、2つの形態を取ることができる。

- 2国の2大学がジョイント・ディグリー制度を発足させることで合意し、単一の免状を交付する場合
- 2大学が2つの免状を交付するのに十分な免状の共通部分を確保することで合意する場合（「ダブル・ディグリー」手続き）。

この国際パートナーシップは定期的な評価の対象となる。

### 2.6.3. ダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリーの分野における制度的イノベーションの例：仏独大学

これは独自の学生を持たない大学機関であり、学生（2010年で4900人）は他の大学（参加施設170校）に登録している。ドイツの一大学とフランスの一大学の間にも両大学による免状の交付につながる共同カリキュラムを作成するための協定が結ばれ、課程は2大学によって共同で設計され、学生は相手国（フランスかドイツ）での滞在期間が長い<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> 仏伊大学も設立されたが、現在のところ仏独大学ほど発展していない。

この機関はまた130を超える2ヶ国間課程を用意しているが、これは次のものを土台としている。

- 2機関による相互補完的プログラムの共同開発（3ヶ国課程もいくつかあり）
- 学習および試験に関する共通規則の作成
- フランスとドイツの間で振り分けられる学習滞在（2～5セメスター）
- 仏独両国で認められる、同レベルの2つの大学国家免状の交付

### III. 免状の評価と授与権認証

#### 3.1. 契約政策の一要素としての免状の授与権認証

LMD 制度における修学制度改革での免状の認証および評価のプロセスは、「契約政策」(politique contractuelle)の一要素である。高等教育省は4年に一度、各大学と契約を交わし、これにより免状の創設を初めとする大学の優先政策について話し合う。契約はこの4年間について国が各大学に対して交付するリソースの一部を決定するものである。

既存または新規の免状の授与権認証申し込みはこの枠内で行われる。従って契約は、大学がLMD制度の方向に沿って免状を授与するよう促していく上で、重要な役割を果たした。

国家免状の授与権認証手続きに関する年次通知は、免状の改革を調整し、規制していくためのものである。教育機関は国の名において国家免状を交付することが許される。

免状の授与権を（交付機関を）認証する決定は、高等教育担当省により下される。

以前は授与権認証は、高等教育・研究担当省内（ただし省組織そのものの外）の科学技術教育調査室(MSTP)が提案する形で行われていた。免状プロジェクトの検討を担当する科学技術教育調査室は学術分野すべてを網羅する10部門で構成され、数千人の専門家を動員し、大学が提案するプロジェクトを審査した上で授与権認証決定を提案することを任務としていた。

2006年に研究・高等教育評価機構(AERES)が設立されてからは、科学技術教育調査室は廃止され、この審査・提案権は、省庁から独立した同機

構に移転された。

#### 3.2. 継続調査委員会

大学は継続調査委員会にも免状に関する計画を提出しなければならない。継続調査委員会は学士学位、職業学士学位、修士学位をそれぞれ対象とするものがひとつずつ存在する。この継続調査委員会は授与権認証機関ではなく、教育の学問分野および免状の名称に関する考察機関であり、大学の提案と実績を調査、比較し、意見や勧告を作成する。

継続調査委員会はまた、大学に対してはプロジェクトの改善のための助言を、高等教育省に対しては認証手続きを支援するための助言を行っている。

大学のカリキュラム内の企業研修に関して観察と提案を担う企業研修・大学課程職業化委員会(Sta-Pro)が2007年に設立された。

#### 3.3. 全国職業資格総覧

免状はまた全国職業資格総覧(RNCP)にも登録されなければならない。この総覧は新規の機関である全国職業資格委員会(CNCP)により管理されている。この委員会の任務は、フランス国内で交付されるすべての免状を登録し、その詳細な内容について一種の保証を与え、免状が授与権認証手続きで評価を受けたものであることを証明することにある。国家免状は自動的にこの総覧に登録される。

#### 3.4. 研究・高等教育評価機構

高等教育省から独立した評価機関である研究・高等教育評価機構(AERES)が2006年に新設されたことは、免状授与権認証システムおよび高等教育全体の評価に大きな変化をもたらした<sup>10</sup>。

この機構はフランス法で「独立行政法人」と呼ばれ、どの省庁にも属さない。機構はまだ進展を続けている。機構の計画はこれまで複数の機関に振り分けられていた、高等教育および研究の評価任務のほとんどすべてを網羅する野心的なものである。

下の3つの既存の機関が廃止され、その任務は

<sup>10</sup> 2006年4月18日の研究科目法、2006年11月3日の政令

新機構に移転された。

- 大学評価委員会
- 研究評価委員会
- 研究・高等教育担当省の科学技術教育調査室  
機構は個別かつ連続的に、しかし独立して実施される、3段階の「総合評価」を担う。
- 研究所の質についての見解を与えるための、教育機関の研究部門及び研究組織により実施されている研究活動の評価（直接行う場合と、機構が認定した手続きに従い機関・団体に依拠する場合がある）。
- 教育および免状の評価
- 研究機関及び組織、高等教育・研究施設、全国研究機構の、職務および活動全体を考慮した、包括的制度評価

以上の3段階の評価を行うために、機構には3つの部門（研究部門、教育部門、施設部門）が設置されている。

第4の評価部門において、機構は間接的な任務を受けている。これはこれらの機関・団体の研究教員を、その採用、昇進、異動のために評価する機関（大学評議会）など、維持された他の機関によって行われる評価手順を検証し認証するというものである。

技師学校と商業学校を対象とした2つの独立した委員会（技師資格委員会、経営学教育免状評価委員会）は存続している。機構は評価プロセスの全体的な連絡と調整の役割を果たす。

機構はそのすべての活動で、評価手続き、メンバーと学術専門家の履歴書および作業の結果について、公開原則に従わなければならない。

研究・高等教育評価機構の理事会はフランス人および外国人の25人の理事から構成され、うち7人は高等教育・研究機関の長の代理、7人は評価機関の代表、9人は有識人（司法官など）、2人は技術選択局（すべての分野における重要な決定事項が社会に及ぼす影響を調査し評価する国会機関）に属する国会議員である。

## 結論

LMD 制度は、国際基準となる制度であり、高等教育の学位と免状に共通のアーキテクチャーを提供するものである。LMD 制度の導入は、フランスの免状の構成に大きな変化をもたらした。多様な

高等教育制度の相互の接近を推進し、その歴史的、社会的な特殊性を超越することに貢献した。構成要素間の接近とは、以下のものである。

- グランゼコール（国民教育省の管轄下とそれ以外）と大学の間。この両者の接近をもたらしたのは、以下の事情による。すなわち、技師免状や他のグランゼコールの免状の取得者に対して無条件で修士学位が授与されるようになったこと、加えてグランゼコールが修士課程創設（多くの場合大学との共同認証）や博士学位授与に積極的に乗り出していることである。修士学位は、グランゼコールにとってその教育課程の国際的な認知度を高め、外国人学生にとって魅力のある学校にするために不可欠なものとなった。
- ECTS 制度を通じた、リセの中等後教育学級と大学第1期課程の接近。
- 高等教育担当省に属する教育と他の省庁に属する教育との接近。

教育及び免状の定義の大枠を根源的に変えたこのような改革の後、最近の展開には次のようなものがある。

- 大学、とりわけ学士課程におけるボローニャ・プロセスの実施。2007年12月に発表された「学士学位成功計画」は、2008-2012年に向けて学生の学士学位取得率の改善を目的としている。この計画は、以下の活動に立脚する積極的進路ガイダンスを重視している。ひとつは、生徒の進路選択を合理的に行うための客観的情報（学位取得率と各教育コース修了後の進路）を普及させることである。いまひとつは新入生に対して学習のための継続的指導を行うことである。
- 教員採用試験、医学教育、医療補助・芸術・社会福祉専門学校等、遅れていた高等教育部門へのボローニャ・プロセスの拡大
- 教育機関間の協力関係の強化。とりわけグランゼコールと大学が共同で設置する優秀研究拠点において博士教育を行うこと。
- 省庁と大学との関係の発展：目的の選択および手段活用に関する自律性の拡大（2007年8月10日付け法律「大学の自由・責任法」（LRU））
- 4カ年契約政策及び教育・免状評価の強化  
(受稿日 平成26年3月31日)  
(受理日 平成26年7月10日)

## [ABSTRACT]

## The structure of Degrees and Diplomas in French Higher Education

Thierry MALAN\*, Translated by NATSUME Tatsuya\*\*

This communication considers the situation of degrees and diplomas in French higher education before and after the reforms connected with the implementation of the process “Sorbonne-Bologna” from 1999 within the framework of the creation of an European higher education and research area (EHEA). It analyses the developments and the transformations brought to this system of education and degrees in the three types of establishments constituting French postsecondary Education :

- 1) “Grandes Écoles”, mostly engineering schools and business schools, but also schools in other specific professional domains. These Schools recruit their students by competition, after a period of two years of preparation ; some recruit immediately after the high school diploma.
- 2) Universities, the most important by the number of students, including University Technology Institutes (IUT),
- 3) Establishments mainly dedicated to secondary education (high schools) but which also offer two categories of postsecondary classes (after the high school diploma) :
  - for the preparation, in two years, for the entrance competitive examinations in the «Grandes Ecoles»
  - for the preparation, in two years, for a technician qualification in senior technicians’ sections (STS)

The article presents the transformations and evolution of the devices of authorization, evaluation, accreditation which accompany the insertion of French higher education in the European higher education and research area.

Keywords: Degrees, diplomas, Bachelor, Bologna process, Doctorate, Evaluation, Europe, European higher education and research area (EHEA), Grandes Ecoles, Higher Education, Higher Education Institutions, Master, University

---

\* Ex-Inspector general, General Inspection of Administration of National Education, Ministry of National Education

\*\* Professor, Center for the Studies of Higher Education, Nagoya University